

大和市教育委員会 11月定例会

日 時 平成 26 年 11 月 17 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 47 号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
について

日程第 2 (議案第 48 号) 工事請負契約の締結について

日程第 3 (議案第 49 号) 工事請負契約の変更について

日程第 4 (議案第 50 号) 工事請負契約の変更について

日程第 5 (議案第 51 号) 工事請負契約の変更について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 47 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 11 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「において」を削り、「通算16時間を使用時間の」を「8件を」に改める。

別表第1、2 会議室及び多目的ホールの表国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体、始期の欄中「16日」を「12日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

大和生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行																		
<p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3項に基づき使用申請は、<u>8件</u>を上限とする。</p> <p>6 略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 センターホール 略</p> <p>2 会議室等及び多目的ホール</p> <p>国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体</p>	<p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3項に基づき使用申請においては、<u>通算16時間</u>を使用時間の上限とする。</p> <p>6 略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 センターホール 略</p> <p>2 会議室等及び多目的ホール</p> <p>国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">左記以外</th> </tr> <tr> <th>始期</th> <th>終期</th> <th>始期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用日の属する月の12日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。</td> <td>使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。</td> <td>使用日の属する月の2月前日から</td> </tr> </tbody> </table>	左記以外			始期	終期	始期	使用日の属する月の12日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前日から	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">左記以外</th> </tr> <tr> <th>始期</th> <th>終期</th> <th>始期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用日の属する月の3月前。ただし、休館日のときは、その翌日とする。</td> <td>使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。</td> <td>使用日の属する月の2月前日から</td> </tr> </tbody> </table>	左記以外			始期	終期	始期	使用日の属する月の3月前。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前日から
左記以外																			
始期	終期	始期																	
使用日の属する月の12日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前日から																	
左記以外																			
始期	終期	始期																	
使用日の属する月の3月前。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前日から																	

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

1. 背景

平成14年4月より稼働した大和市学習施設予約システムは、システム管理用コンピュータのサポートが終了するため、大和市スポーツ施設予約システムに統合することとしています。

大和市スポーツ施設予約システムに統合するに当たり、現行の会議室申し込み手続から変更となる点が生じるため、大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する必要がありますが生じました。

2. 規則の主な改正内容

(1) 第6条第5項の一部改正

「国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体」の抽選予約申し込みの上限を「通算16時間」と時間で規定していたものを「8件」と件数に改正します。

現在の抽選申込みは、16時間（8コマ）を上限として申込みことができますが、抽選方法が日時や室場をまたぐセット予約に対応しておらず、コマごとに当選・落選を決める方法となっています。このことにより、例えば「3コマ連続して予約したかったが、2コマめが当選しなかった。」というような不具合が生じていました。

今回、スポーツ施設予約システムに統合することにより、優先順位8番目までのセット申込みが可能となり、前述のような不具合は生じなくなります。

(2) 別表第1（第6条関係）の一部改正

「国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体」の会議室等及び多目的ホールの随時予約開始を「使用日の属する月の3月前の16日から」を「使用日の属する月の3月前の12日から」に改正します。

現在、「国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体」は、使用日の3月前の1日から10日までが抽選申込み期間、11日に抽選、11日から15日までが当選したが使用しない分の取消し期間、16日の10時からが随時予約の申込み期間となっています。

今回、スポーツ施設予約システムに統合することにより、取消し期間を待たずに、（抽選の当選通知の翌日から）随時予約ができるようになるため、より早く施設の予約ができるようになります。

（また、(1)で述べたように、スポーツ施設予約システムに統合することにより、セット申込みが可能で、セットで当選するため、「必要な1コマが予約できないから、全部キャンセルする。」というようなことが減少すると考えられます。）

議案第 48 号

工事請負契約の締結について

工事請負契約の締結にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 11 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

工事請負契約の締結について

市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 松尾・協同特定建設工事共同企業体

代表構成員

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目38番35号

株式会社松尾工務店

代表取締役 松尾文明

構成員

大和市中心三丁目5番5号

協同建工株式会社

代表取締役 大橋光夫

- 3 契約金額 470,772,000円

- 4 工事場所 大和市上和田832番地

大和市立桜丘小学校

平成26年11月26日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事（建築）を施工したい必要による。

議案第 49 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 11 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

工事請負契約の変更について

市立つきみ野中学校大規模復旧防音・改修工事（建築）の工事請負契約（平成25年12月20日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

- 1 変更後の契約金額 539,042,202円
- 2 増額する金額 11,138,202円

平成26年11月26日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

平成25年12月20日に議決された工事請負契約の契約金額を増額したい必要による。

議案第 50 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 11 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

工事請負契約の変更について

市立つきみ野中学校大規模復旧防音・改修工事（空調設備）の工事請負契約（平成25年12月20日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

- 1 変更後の契約金額 184,730,479円
- 2 増額する金額 536,479円

平成26年11月26日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

平成25年12月20日に議決された工事請負契約の契約金額を増額したい必要による。

議案第 51 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 11 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

工事請負契約の変更について

市立つきみ野中学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）の工事請負契約（平成25年12月20日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

- 1 変更後の契約金額 156,202,581円
- 2 増額する金額 3,166,581円

平成26年11月26日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

平成25年12月20日に議決された工事請負契約の契約金額を増額したい必要による。